

# 第1章 労働争議の調整

## 第1節 労働争議の調整の概況

### 1 取扱概況

#### (1) 取扱件数

令和元年中に取り扱った労働争議調整事件は69件で、このうち前年から繰り越された事件が21件、新規係属事件が48件であった(資料<統計表>第1表)。

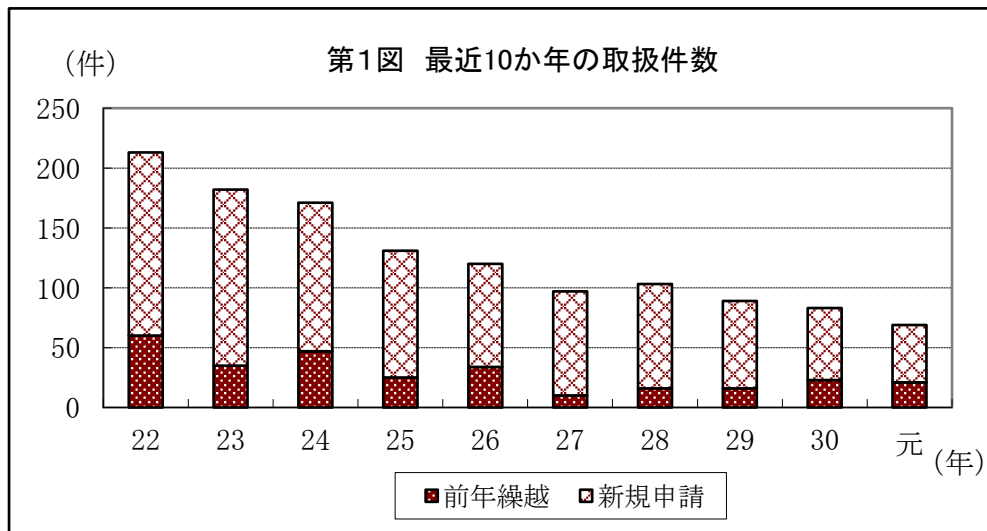
#### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は14件、新規係属件数は12件減少した。

#### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は減少傾向にある(第1図)。

なお、令和元年の新規係属事件48件のうち合同労組関係事件は42件で、87.5%を占めている。



## 2 新規係属状況

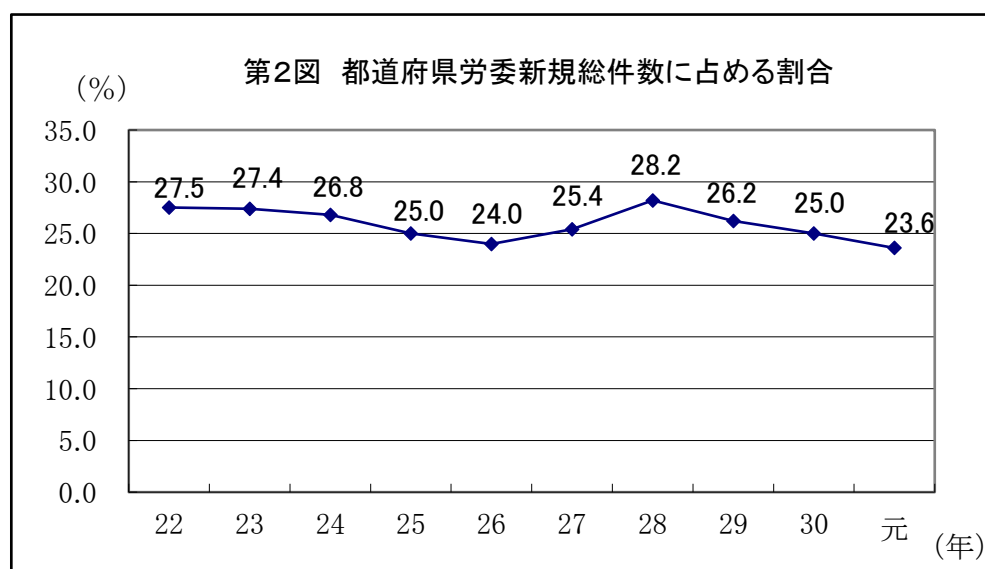
### (1) 調整区分別の状況

令和元年の新規係属件数48件はすべてあっせん事件であり、調停事件、仲裁事件はなかった(資料<統計表>第1表)。

### (2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和元年の全国都道府県労委の新規総件数は203件で、前年より37件減少している。

当委員会に係属した新規件数48件を全国比で見ると23.6%で、前年(25.0%)より減少した(第2図、資料<統計表>第2表)。



### (3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が41件(構成比(以下同じ)85.4%)と多く、「使用者申請」は5件(10.4%)、「労使双方申請」は2件(4.2%)であった(資料<統計表>第4表)。

### (4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは39件(81.3%)、加盟していないものは9件(18.8%)である(資料<統計表>第5表)。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別に

みると、連合系18件(46.2%)、全労連系9件(23.1%)、全労協を含むその他12件(30.8%)であった(資料<統計表>第6表)。

#### (5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が28件(58.3%)で、このうち49人以下の企業に係るものは11件(22.9%)である(資料<統計表>第9表)。

#### (6) 産業別係属状況

産業別にみると、「卸売・小売業」と「教育・学習支援業」がともに8件(16.7%)で最も多く、以下「宿泊業・飲食サービス業」が7件(14.6%)と続いている(資料<統計表>第11表)。

#### (7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が31件で最も多く、次いで「解雇」が14件、「その他賃金に関するもの」が12件となっている(資料<統計表>第13表)。「団交促進」を交渉事項別にみると、「その他の労働条件」と「解雇」がともに7件で最も多くなっている(資料<統計表>第14表)。

#### (8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が29件(60.4%)、「公・労・使委員三者構成」が19件(39.6%)となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。(資料<統計表>第15表)。

### 3 終結状況

#### (1) 終結件数・終結率

令和元年の取扱件数69件のうち、53件が終結した。終結率は76.8%で、前年より2.1ポイント増加した(資料<統計表>第1表)。

#### (2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」19件、「取下」7件、「打切」27件となっている(資料<統計表>第1表)。

#### (3) 解決率

解決率は41.3%で、前年より6.8ポイント減少した(資料<統計表>第1表)。

(4) 解決事件における解決案提示の有無

解決した19件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、すべて「提示なし」となっている(資料<統計表>第17表)。

(5) 申請取下の理由

取下7件のうち、「調整拒否」が4件(57.1%)などとなっている(資料<統計表>第18表)。

(6) 調整打切の理由

打切27件については、「調整拒否」が14件(51.9%)、「当事者主張固持・歩みより困難」が13件(48.1%)となっている(資料<統計表>第19表)。

(7) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は21日で、最長は617日であった。

(イ) 取下事件 最短は22日で、最長は702日であった。

(ウ) 打切事件 最短は6日で、最長は211日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は96.5日で、前年より10.5日短くなった(資料<統計表>第16表)。

第1表 終結事件所要日数区分分布

日数	終結 区分	総 数	解 決	取 下	打 切	不 調	裁 定
総数		53	19	7	27	-	-
9日以内		3	-	-	3	-	-
10日～19日		10	-	-	10	-	-
20日～29日		7	2	2	3	-	-
30日～59日		4	2	2	-	-	-
60日～89日		13	6	1	6	-	-
90日～179日		10	5	1	4	-	-
180日以上		6	4	1	1	-	-

## 第2節 争議実情調査

### (1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和元年の取扱件数は139件で、そのうち前年からの繰越件数は47件、新規調査開始事件は92件であった(資料<統計表>第20表)。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

### (2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は16件減少し、新規調査開始件数は13件減少した(資料<統計表>第20表)。

### (3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件92件を業種別にみると、「医療業」が72件、「廃棄物処理業」が18件、「運輸・通信業」が2件となっている(資料<統計表>第21表)。

#### (4) 終結状況

取扱件数139件のうち、97件が終結した。これらはすべて実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった(資料<統計表>第20表)。